

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
社会福祉事業振興資金運営事務要綱

制定 平成12年8月3日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会社会福祉事業振興資金設置規程（以下「規程」という。）及び社会福祉法人横浜市社会福祉協議会社会福祉事業振興資金運営規則で定めるものの他、その運営事務について必要な細部の事項を定め事業の安定した運営を図ることを目的とする。

(社会福祉事業振興資金需要額調査)

第2条 次年度の貸付原資の確保及び事業計画策定のために社会福祉事業振興資金需要額調査（以下「需要額調査」という。）を実施する

(1) 需要額調査は規程第4条（1）アの貸付の対象及び横浜市を対象とする

(2) 需要額調査の内容は貸付の対象事業の概要、時期、費用総額、資金計画及び、その他需要額調査に必要な事項とする。

(合築の場合の貸付金額)

第3条 建築基準法上の一建築物に複数の老人福祉施設が合築された場合の貸付金額は、それぞれの貸付金額の合計額とし、上限を6,000万円とする。

2 前項にかかわらず、定員50人以上の特別養護老人ホームに老人短期入所施設、老人デイサービスセンター又はケアハウスを合築し、入所定員の合計が100人以上の場合は、上限を8,000万円とする。

3 三以上の施設の合築等で、前2項を適用することが困難な場合は、横浜市と協議して貸付金額を決定する。

附 則

この要綱は平成12年8月3日から施行する

附 則

この要綱は平成15年9月1日から施行する